

第6 栄養教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第2（規則第10条の表）と、栄養教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-19>～<表3-20>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第2の2（規則第10条の表） （抜粋）			記号		<表3-19>～ <表3-20>の科目名	対応
欄	科目名					
第2欄	栄養に係る教育に関する科目		①	⇒	栄養に係る教育に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	*	②	⇒	第3欄に掲げる科目	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	*	③	⇒	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
第5欄	教育実践に関する科目	*	④		第4欄に掲げる科目	
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑤		選択科目	
					大学が独自に設定する科目	②～④ から選択
						①～⑤ から選択

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 栄養教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：栄養教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第6の2、規則第17条の2】

<表3-19>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 栄養教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：栄養教諭二種免許状）
 【根拠規定：法別表第6の2、規則第17条の2、細則別表第1の4の2】

<表3-20>

在職年数		管理栄養士免許を有しない場合							管理栄養士 免許を有す る場合	
		3	4	5	6	7	8	9	9	
		年	年	年	年	年	年	年 以上	年 以上 (特例)	
修得単位数(ア)									(ウ)	0
最低修得 単位数	管理栄養士学校指定規則別 表第1に掲げる教育内容に 係る科目(イ)	32	27	23	18	15	10	6	6	
	栄養に係る教育に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	4単位 以上 (エ)	2
	養護教諭・栄養 教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	2	2	2	2	2	2	1		2
	第3欄に掲 げる科目	2	2	1	1					2
	第4欄に掲 げる科目 選択科目	2	2	2	2	2	2	2		2
総単位数		40	35	30	25	20	15	10	10	8

<備考>

- (ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 次表に掲げる教育内容のいずれかを含む科目について、この表に定める最低修得単位数を修得します。
- (ウ) 「9年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (エ) 「栄養に係る教育に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について、それぞれ1科目を含んで4単位以上を修得します。

【参考】管理栄養士学校指定規則別表第1（管理栄養士養成施設で行われるべき教育内容の規定）

教育内容		単位数		教育内容		単位数		
		講義又 は演習	実験又 は実習			講義又 は演習	実験又 は実習	
専門 基礎 分野	社会・環境と健康	6	10	専門 分野	基礎栄養学	2	8	
	人体の構造と機能及 び疾病の成り立ち	14			応用栄養学	6		
		食べ物と健康			8	栄養教育論		6
	臨床栄養学					8		
	公衆栄養学					4		
						給食経営管理論		4
						総合演習	2	
			臨地実習			4		

- ✓ 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によります。
- ✓ 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行います。
- ✓ 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとします。